

(お知らせ)

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコスト等の取引価格の上昇に伴う単品スライド条項の弾力的な運用について

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコスト等の取引価格の上昇に伴う対応について、令和8年3月31日付の総務省及び国土交通省からの要請に基づいて通知を行っています。通知を参考として単品スライド条項の弾力的な運用が可能となっています。

1. 単品スライドとは

工事期間中に特定の主要な工事材料（鋼材類、燃料油、その他工事材料）の価格が著しく変動した場合に行う精算的な変更をいいます。

2. 対象とする工事

主要な工事材料の品目ごとに算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができます。

3. 取り扱い

埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）で、単品スライド条項の請求時期は、工期末の2か月前までを原則としていますが、中東情勢の変化等による原材料価格等の取引価格の急激な上昇によるものについては、工期末の2か月未満であっても、請求を可能とするなど弾力的な運用を行います。

また、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更するなど、適切な運用をお願いする旨の事務連絡も発出しています。

4. その他

埼玉県入札課 HP に公開している「スライド制度簡易診断ツール」も通知を反映し、単品スライドの簡易判定①が「NG」となった場合の判定結果の表示方法を変更しました。



(参考)

対称となるスライド名称	簡易判定結果		想定されるスライド額
	判定① (協議時期)	判定② (変更額)	
全体スライド	NG	NG	判定①と判定②の双方で、条件を満たしていません
インフレスライド	NG	NG	判定①と判定②の双方で、条件を満たしていません
単品スライド	NG	OK	¥4,800,000 (判定①が条件を満たしていませんが、運用により適用可能となる場合もあります)

※実際に各スライド制度の運用が可能については、様式による請求により発注機関との協議を行ってください。

NG	OK	¥4,800,000 (判定①が条件を満たしていませんが、運用により適用可能となる場合もあります)
----	----	---